

令和6年度 第1回全国健康保険協会和歌山支部評議会議事録

開催日時：令和6年7月23日（火）10：00～11：30

開催場所：和歌山城ホール（4階） 会議室1

出席者：金川評議長、足立評議員、太田評議員、小牧評議員、嶋本評議員、中村評議員、
林評議員（評議員五十音順）

令和6年7月23日に令和6年度第1回全国健康保険協会和歌山支部評議会を開催し、評議員9名中7名の評議員が出席。評議会の概要は下記のとおりです。

<議題>

1. 令和5年度決算について
2. 令和5年度和歌山支部事業状況報告について
3. マイナ保険証の推進について

議題1. 令和5年度決算について

事務局より資料に沿って説明。

主な意見・質問

【学識経験者 A】

・被保険者数が、少し増えているということで、今後の見込みはどうなりそうか。健康保険組合の解散で被保険者数が増えたり、制度改正で共済組合の加入者となることにより、協会けんぽの加入者が減ったりと、動向の変化がある。今後予測される変更などはあるのか？

【学識経験者 A】

・後期高齢者支援金について、増加しているのは理解するが、今後の増加は自然増でやむを得ないのか、支部の努力で増加幅を抑えられるものなのか。資料からは、令和13年度でピークを迎えることになっているのだが。

<事務局回答>

被保険者数の伸びについては、健康保険組合の解散や、制度改正などの要因を除けば微増となっています。日本年金機構でも、適用拡大を進めており、伸び率は鈍化していくものの微増となる見とおしです。

次に、後期高齢者支援金ですが、参考資料にあるとおり団塊の世代と言われる方々が後期高齢者医療に移行してきています。そのピークが2025年（令和7年度）まで急増し、その後伸びが鈍化すると思われます。

後期高齢者支援金に関するインセンティブでは、協会けんぽ自体の規模が大きいいため、加算減算

の対象から除外されています。ただし、後期高齢者支援金の設立当初は、加入者数による按分となっていました。その後総報酬による按分に切り替わったため、健保組合等と比べ報酬が低い協会けんぽの負担は減っています。

【被保険者代表 A】

・参考資料 P3 より、事業所数、被保険者数、被扶養者数の推移で、被保険者数が微増、被扶養者数が微減に対し、事業所数が大幅に増加している。その要因は何ですか？

＜事務局回答＞

年金機構で適用促進を進めています。本来加入が義務付けられているにもかかわらず、加入していない事業所の加入を進めた結果です。多くは5人未満の小規模事業所であるため、事業所数は増加しているものの、加入者数が微増となっています。

議題2. 令和5年度和歌山支部事業状況報告について

事務局より資料に沿って説明。

主な意見・質問

【被保険者代表 B】

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%以上達成との報告を受けました、ずいぶん苦勞していましたので、まずはおめでとうございます。以前の話で、医師の理解が難しいとのことでしたが、達成できた要因は、医師の理解が進んだのか、それとも、加入者の行動変容なのか教えてください。

＜事務局回答＞

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、全国的にも数値が伸びています。その中で和歌山支部としても、順調に数値を伸ばしてきたところです。今までの地道な取り組みが達成に結び付いたと思っています。

その他の要因は、ジェネリック医薬品の種類等が増えてきていることにより、メジャーな医薬品の特許が切れた後には、ジェネリック医薬品の数字が伸びる傾向にあることなど、複合的な要因により目標達成になったと考えています。

【被保険者代表 B】

今の話によれば、今後の対応としては、今まで通りの対策を続けていくということで良いか。

＜事務局回答＞

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）では80%以上達成していますが、金額ベースでは別の目標設定となっています。全国的にも金額ベースでの数値は、50%程度で、国の目標は65%以上となっていますので、医療費の適正化と言う意味では、まだまだ出来る対策はあります。

例えば、医薬品金額の高い、バイオシミラーなどの切り替えを進めていきたいと考えています。

【事業者代表 A】

ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)が80%以上達成との報告をうれしく思っています。その中で、沖縄支部や鹿児島支部など、和歌山支部に比べ使用割合の高い支部について、加入者や医療従事者などの意識が和歌山支部と違っているのか。

<事務局回答>

沖縄のジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)は、元から高い状況にありました。沖縄県の特殊な事情として、戦後しばらくは、アメリカの統治下におかれ、健康保険制度もない状況でした。医薬品等も主にアメリカの物であり、アメリカではジェネリック医薬品が一般的に普及していましたので、その環境で医療を行っていました。

そのため医師や薬剤師の意識にも抵抗感はなく、また、所得水準の低い沖縄では、価格の安いお薬が、加入者にも抵抗感がなく受け入れられたものであります。そういった特殊事情があったと聞いています。

【学識経験者 A】

特定保健指導については、大変苦勞していると感じています。健康経営実施事業所(チャレンジ運動実施事業所)と特定保健指導実施率の関係がわかりませんが、例えば、健康経営の申込みがあった事業所に、健康経営の一環として特定保健指導への結びつけを行えないかと思えます。

コラボヘルスと特定保健指導の事業を連動した事業展開ができれば良い結果が生まれるのではと思っています。

<事務局回答>

支部としても、健康宣言は保健事業に結びつく入り口的な位置づけであると考えています。保健グループとしても、健診を受けてください、保健指導の受け入れをお願いしますといった機会には、健康宣言を確認し、宣言を行っていない事業所には、健康宣言を勧める中で、健康づくりの一つとして「健診をどう行っていくか」、「保健指導をどのように実施するか」と話を進めています。問題点としては、健康宣言を行っている事業所の中で、健康診断をきっちり受けていただいている割合が、全国平均よりも低い(最下位近い)状況となっています。健康宣言はしたものの、取組が行えていない事業所も多くあると思っています。その事業所に積極的なアプローチを行っていく必要があると考えています。保健指導の話もありましたが、事業主様に保健指導のお願いを行っても、いい返事が返ってくる率は半分程度となっています。中小事業所の実態として、保健指導の時間まで確保できないといったところが多くあり、もっと広報や啓発を行っていかねばいけないと考えています。

問題解決の一つとして、健診当日の保健指導をもっと増やしていかねばと思っています。

健診当日の保健指導であれば、別に時間を確保していただく必要性もなく、事業主の負担も幾分軽くできると考えています。事業主様に対し、お願いばかりでなく、協会けんぽで対応できる場所は対応していきたいと考え、健診機関での設備の充実や体制確保などのお願いを行っています。各団体の代表である評議員様には、所属している会への報告でも、このような実情をお伝えいただき、少しでも多くの事業所様に理解いただければと思っています。

議題3. マイナ保険証の推進について

事務局より資料に沿って説明。

【学識経験者 B】

小さな医院等もありますが、医療機関のカードリーダー設置状況はどのようになっているのか。

<事務局回答>

現在、和歌山県内の医療機関のカードリーダー設置状況は、病院は100%対応、診療所は90%程度、後は、歯科、調剤薬局などがありますが、全体では90%程度となっています。

残り10%の医療機関を受診される場合は、説明にあった資格情報のお知らせが必要となりますが、ほぼ大丈夫な状況であると考えています。

【事業者代表 B】

マイナンバーカードと、マイナ保険証は違うものですか。

<事務局回答>

マイナンバーカードは同じものですが、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、登録が必要となります。マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録を行ったものをマイナ保険証と呼んでいます。登録は、マイナポータルでも登録できますが、一番わかりやすいのは、医療機関で受診する場合に登録する方法です。

【学識経験者 B】

マイナンバーカードの保険証登録を行い、使用してみた。最初は、無事に使用できたが、3ヶ月後に使用したときにエラーとなり、受付に相談したら保険証を出してくださいと言われた。忙しい時であったため、エラー対応できる状況でなかったと思う。そのような状況では、使用率が伸びていかないと感じた。

また、説明によれば医療機関を受診する際には、マイナンバーカードと資格情報のお知らせの2つを持っていかなければいけない、70歳以上の方では、高齢受給者証も持っていくため、3つも持っていくこととなる。すごくたくさん持っていかなければいけないのだと感じる。

<事務局回答>

エラー等の対応には、医療機関で対応できないものもあり、何かあった場合、マイナンバーカードだけでは、保険証記号番号が記載されていないため、資格確認ができなくなってしまいます。その場合は、資格情報のお知らせにより、保険者や保険証記号番号の確認が必要となります。リスク対応のためにも、資格情報のお知らせは必要となります。

【学識経験者 B】

マイナポータルには、健康保険の記号番号が記載されているのですか。

<事務局回答>

マイナポータルから、健康保険記号番号の照会は可能です。資料により説明。

【学識経験者 A】

知っている人であれば、資格情報のお知らせは大事なものなので、大切に保管しておかないといけないとわかっているが、知らない人は、マイナ保険証の登録が終わっているから必要のないものと思うのではないか。小学校の子供がいる家庭では、事故対応のため、保険証の記号番号を学校に届出しなければいけないのだが、記号番号がわからないなどの問い合わせが多くかかってくるのではないか。

【学識経験者 B】

資格確認書は、マイナ保険証の登録がない方に、自動的に送付されるのか。

<事務局回答>

資格情報のお知らせは、加入者全員に送付され、資格確認書は、令和6年12月2日時点でマイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の登録を行っていない方に自動的に送付されます。

協会けんぽ和歌山支部で作成した、シネアド動画を視聴

<特記事項>

- ・次回は令和6年10月に開催予定であることを報告。